4　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域
5　指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
6　指定管理鳥獣捕獲等事業の内容
7　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制
8　住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項
9　その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項
第三　指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成及び実行手続
1　関係地方公共団体との協議
2　利害関係人の意見の聴取
3　指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の決定及び公表・報告
4　国指定鳥獣保護区において実施する場合の手続
5　国の機関が実施する場合の手続
第四　指定管理鳥獣捕獲等事業の委託の考え方
1　委託先の考え方
2　委託契約のあり方及び考慮すべき事項
3　従事者証の交付
第五　夜間銃猟の実施に関する作業計画
1　夜間銃猟の委託と作業計画の作成
2　夜間銃猟の実施手続
第六　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施結果の把握と評価

Ⅰ　鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項

第一　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する基本的な考え方

1　基本的な考え方

鳥獣は、人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであり、それを豊かにするものであると同時に、国民の生活環境を保持・改善する上で欠くことのできない役割を果たすものである。高度に経済が発達しながらも、我が国には多様な鳥獣が生息しており、このような中で人と鳥獣との適切な関係を構築し、生物の多様性を維持していくことは世界に対しても誇り得るものである。

しかし、今日、種によっては全国的又は地域的に生息分布の減少や消滅が進行している一方で、特定の鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が一層深刻な状況にあることから、これら鳥獣の個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施による総合的な鳥獣の保護及び管理の一層の推進が必要となっている。

特に、近年、ニホンジカやイノシシ等の種において、急速な生息数の増加と生息分布の拡大が生じており、多くは環境収容力内の生息密度ではあるものの、生態系、農林業等への被害が深刻な状況となっている。これらの種による被害については、保護対象を特定して柵を設置することや加害個体を捕獲することによる対策では限界がある。広域化する農林業被害や生活環境被害、加害個体を特定しにくい生態系被害に対しては、直接対象とする鳥獣のみならず、他の野生生物種の保護や生態系全体の保全をも考慮した積極的な個体群管理が不可欠である。

さらに、環境省及び農林水産省は、平成25年12月に策定した「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」において、ニホンジカ及びイノシシの当面の捕獲目標として生息数を10年後（平成35年度）までに半減することとした。また、同じく両者は、平成26年４月に示した「被害対策強化の考え方」において、10年後（平成35年度）までに、ニホンザルについては加害群の数の半減、カワウについては被害を与えるカワウの生息数の半減を目指すこととした（いずれも、侵入防止柵の設置や追い払いなどにより、群れやねぐら・コロニーの加害度を低減させることを含む。）。今後、これらを踏まえた鳥獣の管理を強化することが必要である。

こうした状況に対応するため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）が改正され、平成27年５月に施行されることとなった。改正に伴い、法律の題名は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」となった。以下、本指針においては、改正前の「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「旧法」といい、改正後の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」を「法」という。

なお、従前より、直接対象とする鳥獣のみならずその他の種も含めた種の保存や生態系全体の保全の観点から、必要に応じて個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の様々な介入を行い、当該鳥獣種の個体群、及び当該個体群と人間との関係を適正な状態に誘導することを広く「管理」等と呼んでいた。一方、法上は、鳥獣について使用する場合に限定して、「鳥獣の管理」とは「生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること」と定義され、「鳥獣の保護」とは、「生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に増加させ、又はその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること」と定義されており、従前の意味での「管理」を図るための具体的な手段を示す用語として、「鳥獣の保護」及び「鳥獣の管理」を位置付けている。本指針においては、「鳥獣の保護」及び「鳥獣の管理」は法上の用語と同義のものとして使用するものとする。

鳥獣保護管理事業の実施に当たっては、生物多様性基本法（平成20年法律第58号）において示された生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則等を始めとする同法の趣旨を踏まえることが必要である。

さらに、鳥獣の保護及び管理は、平成22年に開催された生物の多様性に関する条約第10回締約国会議において採択された新戦略計画（愛知目標）の達成に向けて重要な要素であることにも留意することが必要である。

加えて、全国的に深刻な状況にある農林水産業被害に対応するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づく被害防止計画等との一層の連携、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号）を踏まえた地域レベルでの生物多様性保全活動等を推進することが必要である。

また、狩猟は、趣味や資源利用としての捕獲という側面だけでなく、鳥獣の個体数調整の手段として、鳥獣による被害の未然防止に資する役割を果たしているが、狩猟者の減少や高齢化が進行し、狩猟者の育成・確保、地域ぐるみでの取組及び隣接地域との連携の推進を図る必要があるとともに、猟具の使用による危険の予防等の狩猟の適正化を図ることも求められている。

こうしたことを踏まえ、鳥獣保護管理事業は、国際的、全国的、地域的それぞれの視点で関係者間の合意形成を図りながら、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から生息数の水準と生息地の範囲を適正化するという、鳥獣の保護及び管理の考え方を基本として実施するものとする。

また、鳥獣の保護及び管理は、原因と結果の関係等が必ずしも明らかでない自然界という不確実性を持つ対象を取り扱うものであることを踏まえ、その不確実性を前提とした順応的な管理や多様な主体の参加と連携を通じ、鳥獣保護区の管理や、第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画（以下両計画を併せて「特定計画」という。）の実施等を更にきめ細かく充実させ、実効性を高めるものとする。併せて狩猟の適正化を一層推進し、生物多様性の確保及び生活環境の保全、更には農林水産業の健全な発展及び地域の活性化に寄与するとともに、これらを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展を目指すこととする。